

5 骨子案(山梨県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(仮称))

関係法令	・介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)
	・指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第39号)

※省令等の基準は、こちらをクリックしてください。

【指定介護老人福祉施設】従=従うべき基準、参=参酌すべき基準(以下同じ)

基準	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	県の考え方
参	基本方針(第1条)	<p>・設備の基準における居室定員(第3条)</p> <p>居室定員は、プライバシーが確保され、高齢者の尊厳が保持できるよう個室を基本とすることが望ましいことから、国基準と同様、原則1人とする。ただし、多様なニーズに対応できるよう、入所者のプライバシーに配慮した措置がなされるとともに、地域の実情等を踏まえ知事が必要と認める場合は、4人以下とすることができる旨を独自基準として設ける。</p> <p>・非常災害対策(第26条)</p> <p>本県においては、東海地震や富士山噴火等の大規模災害の発生が想定されるため、非常災害への備えを強化する必要がある。本県の地域特性等から山梨県地域防災計画においては、多様な災害への対策が定められており、この内容を反映する形で独自基準を設ける。独自基準については、現行の国基準の内容に加えて、以下のような内容とする。</p> <p>①非常災害に関する具体的計画は、火災・風水害など一般災害の他、地震災害、火山災害など、施設ごとに予想される非常災害の種別に応じた具体的計画を立てるべきことを明確にする。</p> <p>②避難、救出その他必要な訓練については、非常災害時に、消防機関の他、近隣住民、地域の消防団、連携関係にある施設などの関係機関の協力が得られるよう、訓練実施の際に関係機関との連携に努める旨の規定を加える。</p> <p>③非常災害時には交通インフラの寸断などにより救援物資の遅配も想定されることから、食料等の備蓄及び施設機能の応急復旧に必要な防災資機材の整備に努める旨の規定を設ける。</p> <p>・その他の基準</p> <p>その他については、本県において省令の基準と異なる基準を定めなければならないような事情や特殊性はないことから、省令どおりの基準を規定する。</p>
従	従業者の員数(第2条)	
従・参	設備(第3条)	
従・参	内容及び手続の説明及び同意(第4条)	
従	提供拒否の禁止(第4条の2)	
参	サービス提供困難時の対応(第4条の3)	
参	受給資格等の確認(第5条)	
参	要介護認定の申請に係る援助(第6条)	
参	入退所(第7条)	
参	サービスの提供の記録(第8条)	
参	利用料等の受領(第9条)	
参	保険給付の請求のための証明書の交付(第10条)	
従・参	指定介護福祉施設サービスの取扱方針(第11条)	
参	施設サービス計画の作成(第12条)	
従・参	介護(第13条)	
参	食事(第14条)	
参	相談及び援助(第15条)	
参	社会生活上の便宜の提供等(第16条)	
参	機能訓練(第17条)	
参	健康管理(第18条)	
従	入所者の入院期間中の取扱い(第19条)	
参	入所者に関する市町村への通知(第20条)	
従	管理者による管理(第21条)	
参	管理者の責務(第22条)	
参	計画担当介護支援専門員の責務(第22条の2)	
参	運営規程(第23条)	
参	勤務体制の確保等(第24条)	
参	定員の遵守(第25条)	
参	非常災害対策(第26条)	

参	衛生管理等（第27条）
参	協力病院等（第28条）
参	掲示（第29条）
従	秘密保持等（第30条）
参	広告（第31条）
参	居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止（第32条）
参	苦情処理（第33条）
参	地域との連携等（第34条）
従	事故発生の防止及び発生時の対応（第35条）
参	会計の区分（第36条）
参	記録の整備（第37条）

【ユニット型指定介護老人福祉施設】

基準	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	県の考え方
参	この章の趣旨（第38条）	<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害対策（第49条） 【指定介護老人福祉施設】に準じて独自基準を定める。 ・その他の基準 その他については、本県において省令の基準と異なる基準を定めなければならないような事情や特殊性はないことから、省令どおりの基準を規定する。
参	基本方針（第39条）	
従・参	設備（第40条）	
参	利用料等の受領（第41条）	
従・参	指定介護福祉施設サービスの取扱方針（第42条）	
従・参	介護（第43条）	
参	食事（第44条）	
参	社会生活上の便宜の提供等（第45条）	
参	運営規程（第46条）	
従・参	勤務体制の確保等（第47条）	
参	定員の遵守（第48条）	
従・参	準用（第49条）	

【指定介護老人福祉施設の入所定員】

基準	介護保険法	県の考え方
—	介護老人福祉施設の指定（第86条）	<ul style="list-style-type: none"> ・本県において、法に定める基準と異なる基準を定めなければならないような事情や特殊性はないことから、法の定めどおりの基準を規定する。